

警(企)収第199の2号
昭和40年3月4日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A 0 0 0 0
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

伊勢、志摩スカイライン開通に伴う、伊勢、鳥羽両警察署の管轄区域境界線の協定
について(例規通達)

昭和39年10月19日伊警発第2046号、伊捜発第1866号、伊交発第2395号、鳥警発第1346号、鳥捜発第833号、鳥交発第983号をもって上申の伊勢、志摩スカイライン開通に伴う警察署の管轄区域境界線の協定については、これを承認するから下記により誤りのないようされたい。

記

- 1 両警察署長は、上申書第3(協定の内容)の各号に掲げる事項およびその他必要と認められる事項を具備した協定書(略図添付)を作成し、相互にとりかわしておくとともに1部を警務課あて提出すること。
- 2 協定に定める両警察署の境界により処置することが不相当と認められる事案または、これが不明確な事案等については、その初期的段階における所要の処置は、当該事案を最初に認知した警察署において行なった後、両警察署長が協議して当該事案を処理する警察署を決定するなど事案処理の適正を期するよう配意すること。
- 3 伊勢、志摩スカイラインの開発の進展状況その他により、協定内容を変更する必要がある場合には、変更しようとする事項およびその理由を事前に書面をもって上申し、承認を受けること。

協 定 書

伊勢、志摩スカイライン開通に伴う警察署の管轄区域境界線について昭和40年3月4日付をもって承認されたので、下記のとおり協定する。

なお本協定書は3部作成し、三重県警察本部警務部警務課、伊勢警察署および鳥羽警察署に各1部を保管する。

昭和40年3月10日

伊勢警察署長

鳥羽警察署長

記

第1 警察署管轄区域の境界線

伊勢、志摩スカイラインおよびその付近における警察署管轄区域の境界線は次の1、2、3による。

- 1 伊勢志摩スカイラインの路上部分（側溝を含む）については、9 km地点（鳥羽市堅神町字水舟谷1，113番地先）を境界とし、標識により明示する。
- 2 伊勢、志摩スカイラインの北側部分（伊勢市から鳥羽市に向って左側）については、8，980 km地点においてスカイラインと交差する堅神山道をもって境界とする。
- 3 伊勢、志摩スカイラインの南側部分（伊勢市から鳥羽市に向って右側）については8，044 km地点においてスカイラインと交差する磯部山道をもって境界線とする。

第2 事案の処理

発生した事案の関係地が両警察署の管轄区域にまたがる場合には、原則として当該事案の発生地を管轄する警察署において処理する。ただし、本協定に定める両警察署の境界により処置することが不相当と認められる事案または、これが不明確な事案等については、その処理の適正を期するため、その初期的段階における所要の処置は、当該事案を最初に認知した警察署において行なった後両警察署長協議の上当該事案を処理する警察署を決定する。

第3 協定の変更

伊勢、志摩スカイラインの開発の進展状況その他により本協定を変更する必要がある場合には、あらかじめ両警察署長が協議の上変更しようとする事項およびその理由を事前に書面をもって上申し承認を受ける。

第4 付近の略図

添付

伊勢、志摩スカイライン

朝熊山頂付近略図

